

○西東京市国民健康保険運営協議会規則

平成13年1月21日規則第112号

西東京市国民健康保険運営協議会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市国民健康保険条例（平成13年西東京市条例第115号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき西東京市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関すること。
- (2) 保険料の賦課方法に関すること。
- (3) 保険給付の種類及び内容に関すること。
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関すること。
- (5) その他国民健康保険事業運営に関する重要な事項

2 協議会は、市長の諮問を受けたときは会議を開き、速やかに答申しなければならない。

3 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員が辞職しようとするときは、事由を具して市長に届け出なければならない。

(書記)

第4条 協議会に書記を置き、市長がこれを命ずる。

2 書記は、会長の指示を受け庶務に従事する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(議長)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

(定足数)

第7条 協議会は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ、条例第2条各号に規定する委員のそれぞれ1人以上が出席していなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第8条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に關係する事項については、その議事に加わることができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第10条 議長は、議事に関して必要と認めたときは、市長若しくは関係職員に対して説明を求め、又は関係資料を提出させることができる。

(会議録)

第11条 議長は、書記をして会議録を調製し、これを保存させなければならない。

(会議録の署名)

2 前項の会議録は、議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年1月21日から施行する。